

天明一揆の元凶として、遠藤弁蔵は今日迄、福山藩の一揆を語る場合、必ず登場してくる人物である。

彼の政治的手段、方法、施策、徴税政策が天明の一揆の最大原因であるとして種々の論説が、多くの人々によって行われてきた。事実当時の記録、文書を見る時、その徴税手段、方法たるや誠に徹底した強行策で、手段の如何を問わず、結果的には、藩が必要とする財源を確保、収奪を行っている。その具体的な歴史的事実については、私がこゝで述べるべくもなく、先賢の論説や『福山市史』等において記述されている。

『中井家文書』広田氏書留に、
天明六年十二月十六日

一、御領分中百姓騒動ニ付、朝五つ時（朝8時～10時）より御会所へ御出組被成候右ニ付在中へ手分ヶ大御目付衆、御役方、十人目付追々罷出候、御者頭（中士）中一人宛同道也 右一条日記ニ有之候と記載している。これによると一揆の発端は十二月十六日で、安那郡徳田村庄屋宅ニ集結したのは十二月二十日で、藩より者頭以下が交渉に出張しておる。廿二日、山手村え出張った役方の者が、村役人を郷分村庄屋宅え集め、百姓騒動に対する対策を協議している。この時農民側より三十ヶ条を書付をもって提出した、これに対し藩府は江戸の藩主に取次ぐことを約したため一揆勢はそれぞれの村え引取った。この時の状況について広田文書に一、百姓共不残騒動手合有之候へ共、山手村出張より申口追々郷分村庄屋へ集、被仰渡候て、引取様ニ罷成候、昨廿日に仰渡し有之事、仍て御会御始ニ引取被成候この時説得により一部は解散している。十二月廿六日になり、備中倉敷天領の代官より領

内に騒動が起き、加勢を願ひ度いとこの要請が申出られた。

「一、四つ時より会所へ御出組の上吉右衛門殿被仰聞候」、備中倉敷代官万年七郎右衛門が手代三人を神辺に派遣して来て、福山領に接する天領が、福山領の一揆に連動して行動を起しているの、事が起った場合に、天領内の一揆弾圧に加勢に出るべく待期していた。然し福山領内の百姓は徳田村庄屋の説得により、藩に農民要求書を出し、その回答待ちということで一応静かになり、藩の出張役人共も六つ半時（午後7時）には神辺を出立、八つ半時福山に帰っている。

廿八日隅屋宗次郎の屋敷を勘定方より町方え返却している。

隅屋宗次郎といえば、栗田（何鹿）藤十郎、森脇村佐藤新四郎と共に、当時上下銀（石見銀山の差配を上下代官所が行っており、福山藩は財政窮迫に伴い、これが借入に際し、領内有力商人、豪農に命じて借入を行はしていた、その金を上下銀という）藩財政に大きく寄与している。それが為に、安永元年、二年、三年等にこれに褒美を与えて労をねぎらっている。これが行われた立案者は遠藤弁蔵、元々役当時の立案であった。然しその金の返済も思う様に行かなくなった天明五年四月十五日、隅屋宗次郎は所になり、親類の岩田屋庄右衛門え預けられ、七月十五日に至って屋敷諸道具を勘定方が押えて没収してしまった。この時弁蔵は大目付元締となっており、財政的な実権と、監査の実役を握っており、藩財政の危機を救う為、借入先である隅屋宗次郎を潰して借金の棒引を図っている。その為には弁蔵の大目付役という職は、それを行うことの出来る役職で何とかの表向の難くせを付けて取潰をはかった。この事件と同様に、

佐藤新四郎なども悪人として 所になり、財産を没収されている。

天明六年八月二十七日老中田沼意次は罷免されている。これによって福山藩は、遠藤弁蔵を介して老中田沼意次の用人三浦庄二に藩主正倫老中就任の運動を行っていたのを中止した。これ迄庄二弟山本弁助を福山藩において召抱えていたのを苗字帯刀取上げ他参を命じている。田沼の失脚と同時に邪魔になる存在となったものである。

天明七年正月七日、藩主正倫は先の十二月二十日提出の一揆農民側の要求に対し、一揆は先に 所を命じた隅屋宗次郎、佐藤新四郎、山本弁助等が遠藤弁蔵の仕打を恨んで、農民を扇動したもので、今苛酷な用金などを申付けておらないのに、この様な騒動が起きたことについては彼等扇動者の私欲より発したものであるとの書状を国元大目付え送付して来ている。当時遠藤弁蔵は江戸にあり、此様な書状が藩主より発せられるについては遠藤弁蔵の一揆発生に対する答弁が大きく藩主をしてこの様な考え方にせしめたものである。

一月十六日、「村々小面之者江申渡之覚」（福山市史）として農民の要求を全明的に拒否し、一月二十六日を限りとして安い冬値段にて年貢の納入を命じている。一月十九日、郡中之夫喰として大麦をあたえるから、一ヶ村より村役人は人足五、六人を召連受取に出ることを命じている。正月二十六日は年貢納入の期日であり、領内はまた騒然となり出し、翌二十七日四つ時（午前十時）頃より藩役人が出組して、十人目付も領内廻村をなしている。

此度の一揆再発は、昨年末の一揆発生よりは広範囲にて、領内全域におよび、各村々の庄屋宅は大半が焼打を行われるにいたった。二月朔日になっても鎮まらず、御目見以下の下級藩士は各方面に出組し、食事も組の者自身で作ったり、焚出しを喰べたりしており、亦福山領より外領に出る、出口には一揆の者が出ることを防ぐ目的で小役人等を配置して

いたが、これ等にも焚出し食が与えられた。此の日江戸より藩主の書状が到着した、昨年末において百姓より出された三十ヶ條を一蹴した藩主正倫は、強硬手段を取りその結果が再発という事態となって、遠藤弁蔵の進言による処置では、かえって事態の悪化を招来することを認識し急遽その要求に対し可能な限り受理することで、郡中各村々え郡奉行より三十四ヶ條が申渡された。二月八日には、一揆も少し静まって、出張っていた役人も引取る様命が出た。九日江戸において遠藤弁蔵は、元締役、取締役を免ぜられ、格式は今迄通り士分のまゝという処置がとられた。このことについては、二月十六日正倫が、国元大目付えの書状の中で、次の様に状べている。

◎ 阿部正倫書状（天明七年）備後護国神社蔵

以書付申遣候、何も無事一段之事ニ候、其表城内外家中町場静謐之段承知候 旧蠟以来百姓共強訴徒党及騒動候一件、追々申越具ニ承知候、一躰不屈至極ニ候得共、先達ても申遣候通り、第一ハ三浦庄二弟山本弁助・栄明寺其外家中 順出候者領分内にも以前勝手へ懸候者共、兼々当時之嚴重之趣法追々勝手様子立直候を、銘々会稽之恥を雪かんと工ミ候事ニ相違無之事与存候、第一ニ遠藤弁蔵義を申上候段、彼等が意恨ニ無相違候、多年恨を合候而之事ニ存候、弁蔵義郡中取計不宜趣申越承知候、是者先年阿部内匠・新居頼母其外役人共懸り勤候砌之様成、銘々私欲在中町場へ度々用銀等申付候様成、当時趣法者無之候、弁蔵義為第一ニ存込取計候得共、下方へ困窮者不申付候、夫故下ニても勝手ハ出来不申候、万端吟味ニ吟味嚴重に洗上候間、下方ニて我儘者出来不致候、右ニ付愚者第一ハ三浦庄二一族恨之義者殊外訳之有之事ニ候而、其方共之存候事ニハ無之、庄二田沼主殿頭ノ勤候節 段々訳之有之事、山本弁助を取立候も訳之有之事、他参申付栄明寺を逼塞申付も大分之訳合有之ニ候、夫彼恨を合百姓へ

弁蔵事をあしく申合メ人氣を騒立候ニ違無之候得共、此度之通り不法ニ相成理非不分様ニ成行候而者、何分先何を差置候而も静謐第一ニ取計外無之候間、弁蔵義いか様ニも敵敷咎可申付候、夫にて百姓者納り可申候、扱此後勝手向宜敷取計候者有之間敷候、又々先年之通り家中渡方等迄も難渋ニ及候事与存候、弁蔵義格別ニ出情取計候故、重キ役人を初以前未熟成取計いたし候者共者下々迄もそねみ居、能時節与乗合、色々手を廻し騒動之手伝いたし候事与存候、迎も及大變之上之事ニ候間、弁蔵一人之儀にて大勢之庄屋等家財を崩され及難義候段、不便之事ニ候間、弁蔵義ハ随分百姓共之たんのふいたし候様敵敷此度申付候、領分之百姓騒動および候大名数多前々有之候間、御届も出候例随分有之間御届いたし候、他領へ越候迎も領分之百姓を他領ニ而取上候事ハ有之間敷、留置申来候事与被存候、先々弁蔵さへ敵敷申付候得者一統安堵与存候、郡中取計あしく候故事起候与申事ニハ無之、か様ニ不法ニ成及騒動悪者腰押いたし手ニ余候上ハ、弁蔵取計あしき与落候外無之候、此上誰へ申付候而も為いたし候ものハ、右之通末之者意恨そねみニ逢突崩され候が福山之人氣之風義ニ候、其方共も其地出生之事にて候得共、前々右之人氣故勝手直候瀬者無之候
一此度愛許同役服部半助差立、此度之騒動ニ付申合遣候而郡中へも利害爲申聞候、無程差立可申候間其通可心得候、何も早々申遣候、以上

備中

二月十六日

大目付へ

尚申入候、弁蔵さへ退役いたし候得者、申分無之事与存候間其通申付候、百姓ニ何も困窮無之者眼前之事ニ候、関東筋にて百姓家之有之ハ少く漸々藁を粉ニして給候者多く候、領分之百姓ニ其様成者ハ一人も有之間敷、

却而悪党共⁶金銀を貰候而人数ニ加り騒立候事ニ存候、能々何も勘弁いたし可申合候、以上

山本弁助・栄明寺（府中）や家中で弁蔵に恨を持つ者などが、百姓を扇動して、会稽の恥をそゝがんと、たくらんだことであって、弁蔵は藩のため、私の為第一に取計ったものである。然し理由は如何にあるうとも領内静謐が第一なので、此の際弁蔵を敵敷処分することにより、百姓が納まる様にしなければならない。この様に悪者が腰押して、事態が手に余る様になったからには弁蔵が取計が悪かったと、弁蔵を悪者にして、百姓共がたんのをする様に処分するより外に手段はなく、弁蔵を退役さすことにした、と述べ、弁蔵は功労者であるが、彼に全責任をとらして此の場を治める様指示している。三月七日弁蔵の士分格式取上げ、四月九日隠居仰付、嫡子午之助格式七人扶持にて相続、寛政元年（1789）弁蔵は一揆の全責任を負わされ、罪人として指籠にて江戸より国元に送られた。この件に関して、中井俊三が国元より江戸に受取に行き、囚人弁蔵を護送した道中役日記が残されているので、その一節をかゝげる。

遠藤弁蔵に関はる、亦百姓一揆に関する多くの文献史料を見ると、天明一揆の元凶といわれる弁蔵も、軽輩ものが出世主義にとりつかれた結果、藩主に対する忠誠心を発揮した結果であって、その時代の体制の中において、中央政権の権力機構に身をおこうとする藩主の、運動展開の中に巻込まれた家臣団の悲運の人物であった。然しその体制の中における財政担当者として見た時、一面では優秀な能吏とも見ることが出来、弁蔵という人物、誠に哀れな体制の中の犠牲者ともいわれるものである。

◎『中井家文書』

口之上覚

今般囚人弁蔵相繩江戸表去月廿二日出立仕

去ル四日大坂表着候様御座候処、去月廿六日府中宿江罷越候処、大雨洪水ニ而安部川差支、通路無御座候ニ付、同宿江同日、当月二日迄逗留仕、同三日安部川明キ候ニ付、前日迄、差出、同日府中宿出立仕、藤澤駅江罷越候処、大井川洪水ニ而去月廿六日引統差支居、橋岡駅殊之外差支候趣相聞候間、藤枝駅江泊申候付、同四日大井川明キ候ニ付、藤枝駅出立仕、大井川□境下々迄、無滞金谷駅江渡越候処、直ニ川留リ船乗下、荷物計川向江残り候ニ付、金谷駅問屋年寄下嶋弥八郎と申者江及示談候所、取計方も可有御座旨申候間、相頼置定宿義申付候処、三波屋半藏と申者方江申付候間、罷越居候□、八時半時過同駅本陣柏屋三郎兵衛と荷物参り居候旨申来候間、取寄相調候処、無相違候間、直ニ出立可仕候処、彼是手間取、晩景ニ相成候ニ付、同駅泊申候ニ付、同八日雨天ニ付、桑名江之通船無御座候旨官駅御用達大森□左衛門早朝罷出申□間差掛り先□差出佐谷□廻り右佐谷廻り万端川船渡之届候、私乗下荷物附居候川中ニ而釣水中江落入荷物不残水入ニ相成候間、神府本陣溝口官九郎と申者方ニ而仮成始末仕、直ニ出立仕桑名駅江七時半時宿仕、同十日坂之下駅出立仕、土山駅江罷越候処、松尾川出水ニ而橋落通路無御座候旨、問屋ニ而申候間問屋之義此処北国屋伊右衛門と申者方申付候、八時比仮橋出来通路相成候旨問屋と申来候間、直ニ出立仕御意法も相頼、其外大坂御屋敷江八日迄、去ル十二日辰刻差仕□□乗船可仕候、船荷物場ニ手間取申刻乗船仕、船中無難今廿三日卯中刻着船仕候、尤囚人弁藏道中ニ而菟角食事仕兼候得共、気分ニ替り候儀無御座候、此度御達申上候 以上

五月 中井俊三

覚

一小田原提灯 壹張
一五拾 提 生蠟燭

右者囚人弁藏福山表江被遣候ニ付 道中為人用相渡候様御達申上候 以上

四月九日 中井俊三

五月六日

浜松宿六時出立いたし候 無坂渡船之節、口出入舟役人茗荷屋清兵衛と申者罷出万端世話いたし候間及挨拶組列江之

上使戸田隠岐守様へ同所御廻船ニ付氏間取新居駅へ四つ時迄着船いたし候処御出入紀伊国屋弥左衛門罷出致世話囚人相図居四番所前江目 為□□者御番所江罷越椽側ニ居候足輕杯之もの江

同九日

一左之通太田氏を以、及御達候処、用意金拜借金之分取置候様被仰聞則取置及御達候 覚

一金七兩

右者囚人弁藏此度福山表江召連道中有之義者、十人目付江被仰付候得共、長途之旅行無心之奉存候付 為用心金右之通拜借仕度旨纏被越候御役下中井俊三相願候付 此段御達申上候以上

四月九日 森戸金七郎

此用心金文化五年之節 申送帳ニ拾五兩相渡り候事ニ八木八十三郎と申達置、其後拾兩之事ニ極り居候処 尚又出立前ニ相成七兩ならでは難出来旨御元々矢嶋 仲と申聞、其地ニ而出立、其後も七兩ニ而罷越己ニ此度も七兩ニ而罷越

御名内姓名相名乗候処、阿達へ相通候様申候間、草り取ニ刀を為持置中之間面番江上り御名内姓名囚人老人相図居備後国福山迄罷越候間 御証文持参いたし候旨申出御証文差出候処 被相改候上 居候様被申候間又候面番下り同心象脇ニ相居候処 足輕様之者兩人罷出相改 而被罷出候様被申候間己前之通面番江上り候処 御証文之通相違も無之ニ付被成御通候様ニと挨拶有之候、番頭姓名承知五味六郎左衛門受取候被申候間、御退散候ハと相図居罷出候

- 只身士
- ▲ 南島呈控
- 初考
- 丁介
- 家室
- ◇ 後者
- ◆ 流石子

身心

